

令和2年12月24日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則について
- (2) 草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱の制定について
- (3) 令和3年度草津市立幼稚園等の園児募集結果について
- (4) 寄付受け入れ報告について

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

(草津市立まちづくりセンター条例施行規則の一部改正)

第1条 草津市立まちづくりセンター条例施行規則(平成14年草津市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号中「様」を「宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長(または指定管理者)が使用を不適当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) まちづくりセンターの管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額
- (4) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日の翌日から7日

前日の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額

(5) 市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

(1) 使用者が、まちづくりセンターの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

(2) 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第3号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

(草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則の一部改正)

第2条 草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則(平成28年草津市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第11条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号中

「(5) その他市長(または指定管理者)が使用を不適当と認めるとき。」

を

「(5) 灾害その他公益上必要が生じたとき。」

「(6) その他市長(または指定管理者)が使用を不適当と認めるとき。」

に、「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改め、「市は、」の右に「条例第11条の規定による」を加える。

(草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則の一部改正)

第3条 草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則(平成26年草津市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

(草津市立草津アミカホール使用料の徴収等に関する規則の一部改正)

第4条 草津市立草津アミカホール使用料の徴収等に関する規則（平成26年草津市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

(草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則の一部改正)

第5条 草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則（平成26年草津市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

(草津市立サンサンホール条例施行規則の一部改正)

第6条 草津市立サンサンホール条例施行規則（平成4年草津市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「天災地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) サンサンホールの管理の都合により、施設等を使用できないとき 全額
- (3) 条例第5条の規定により使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額
- (4) 条例第5条の規定により使用を許可された者が、使用日の3月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
- (5) 市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、サンサンホールの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
- (2) 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第3号および別記様式第4号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

(草津市立教育集会所使用料の徴収等に関する規則の一部改正)

第7条 草津市立教育集会所使用料の徴収等に関する規則(平成26年草津市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改め、同項第3号および第4号中「条例第6条」を「条例第8条」に改める。

別記様式第2号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改め、同様式中「(3)」の右に「条例第8条の規定により」を、「(4)」の右に「条例第8条の規定により」を加える。

(草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則の一部改正)

第8条 草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則(平成26年草津市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改め、同項第3号中「の日の翌日から7日前」を削り、「5割相当額」を「7割相当額」に改め、同項第4号中「2月前」の右に「の日の翌日」を加え、「8日前」を「7日前」に、「7割相当額」を「5割相当額」に改める。

別記様式第1号、別記様式第2号および別記様式第4号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

(草津市福祉バスの管理および運営に関する規則の一部改正)

第9条 草津市福祉バスの管理および運営に関する規則(昭和52年草津市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市は、前項の規定により利用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

別記様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条第1項関係)

福祉バス利用申込書

年月日

草津市長 宛

住 所
 申込団体名
 代表者氏名
 電話()

福祉バスを利用したく下記のとおり申込みます。

記

利用目的および理由				
利用予定日時	年 月 日	時 時	分から 分まで	
運行経路の明細	別紙行程表のとおり。			
予定走行距離	km			
利用責任者(添乗者)および連絡先	電話()			
利 用 者 数		利用者の住所氏名	別紙名簿のとおり。	
集 合 場 所				
リフト付バス	要(車椅子固定数 台)		・ 不要	
関係所属長の意見	所属課名	氏名	印	

【健康福祉政策課使用欄】

目的 地			利 用 料
			円
課長	係長	担当	所 属 員

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、利用の許可をせず、または許可を変更し、もしくは許可の取消しをすることがあります。

2 市は、規則第7条の規定による利用の許可の取消し等によって利用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別紙

団体名 _____

利用日 年 月 日

福祉バス行程表

※利用時間は8時30分から17時00分内、走行距離は250キロメートル内で記入して下さい。

出 発

--

距離

--

距離

(時 分)

(時 分) 着
(時 分) 発

km

km

距離

--

距離

(時 分) 着
(時 分) 発

(時 分) 着
(時 分) 発

km

km

帰 着

--

距離

--

(時 分)

(時 分) 着
(時 分) 発

合計

km

(備考)

雨天の場合	決行	中止
-------	----	----

※雨天時の行程を予定している場合は、下記に記入して下さい。

(当日に行程変更是できません。)

※行き先、住所、電話番号を明記するとともに略地図またはパンフレットを添付して下さい。

別紙

福祉バス利用者名簿

団体名

利用日

年月日

No.	車椅子 使用	氏名	住所 (地番・号室まで)	No.	車椅子 使用	氏名	住所 (地番・号室まで)
1				24			
2				25			
3				26			
4				27			
5				28			
6				29			
7				30			
8				31			
9				32			
10				33			
11				34			
12				35			
13				36			
14				37			
15				38			
16				39			
17				40			
18				41			
19				42			
20				43			
21				44			
22				45			
23							

※車椅子固定者は○印、車椅子積込者は△印をつけて下さい。

〔福祉バス利用者名簿は、安全かつ確実に運行し、不測の事態に備えるため、〕

必要とする情報を記入いただきます。

〔これらの情報は福祉バス運行業務以外には利用いたしません。〕

別記様式第2号中「草津市福祉バス設置規則」を「草津市福祉バスの管理および運営に関する規則」に改め、同様式に次のように加える。

(裏面)

1 許可の変更および取消し

次のいずれかに該当するときは、利用の許可をせず、または許可を変更し、もしくは許可の取消しをすることがあります。

- (1) 利用者が、規則または許可条件に反して利用しようとした場合
- (2) 災害等緊急な事態により、市がバスを使用する必要が生じた場合
- (3) 天候その他の理由により、バスを運行することが危険であると市長が判断した場合

2 損害賠償

市は、規則第7条の規定による利用の許可の取消し等によって利用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

(草津市立隣保館条例施行規則の一部改正)

第10条 草津市立隣保館条例施行規則（昭和46年草津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第12条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。

- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 隣保館の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第7条の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額
- (4) 条例第7条の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前の日から使用日の前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、隣保館の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
- (2) 市は、条例第12条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

(草津市立長寿の郷ロクハ荘条例施行規則の一部改正)

第11条 草津市立長寿の郷ロクハ荘条例施行規則（平成6年草津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「様」を「宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第10条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2 損害賠償

- (1) 使用者が、ロクハ荘の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
- (2) 市は、条例第10条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第3号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

(草津市立なごみの郷条例施行規則の一部改正)

第12条 草津市立なごみの郷条例施行規則（平成13年草津市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「様」を「宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2 損害賠償

- (1) 使用者が、なごみの郷の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
- (2) 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第3号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

(草津市立障害者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第13条 草津市立障害者福祉センター条例施行規則（平成19年草津市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第10条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。

- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要がありセンターの施設を使用できないとき 全額
- (2) センターの管理上の都合により、センターの施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第10条第1項に規定する使用者（以下「使用者」という。）が、使用日の4日前の日までに学習室の使用の取消しを申し出たとき 全額
- (4) 使用者が、使用日の3日前の日から前日までに学習室の使用の取消しを申し出たとき 5割相当額
- (5) 市長が特に還付する必要があると認めたとき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、センターの施設を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはその損害について賠償していただきます。
- (2) 市は、条例第10条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第3号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

（草津市立さわやか保健センター条例施行規則の一部改正）

第14条 草津市立さわやか保健センター条例施行規則（平成4年草津市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第5条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

（草津市立クリーンセンター管理規則の一部改正）

第15条 草津市立クリーンセンター管理規則（平成30年草津市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第5条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) クリーンセンターの管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第3条第1項の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額
- (4) 条例第3条第1項の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前の日から使用日の前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める

額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、クリーンセンターの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
- (2) 市は、条例第5条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

(草津市営火葬場条例施行規則の一部改正)

第16条 草津市営火葬場条例施行規則（昭和55年草津市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改め、同様式に次のように加える。

(裏面)

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第4条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 使用料の返還

上記1の場合は、既納の使用料の全部を返還します。

3 損害賠償

市は、条例第4条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

(草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部改正)

第17条 草津市まちなか交流施設設置条例施行規則（平成21年草津市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第6条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要がありイベント広場を使用できないとき 全額
- (2) 交流施設の管理上の都合によりイベント広場を使用できないとき 全額
- (3) 条例第6条第1項に規定する使用者が、使用日の4日前の日までに自らの都合によりイベント広場の使用を取り消したとき 全額
- (4) 使用者が、使用日の3日前の日から前日までに自らの都合によりイベント広場の使用を取り消したとき 5割相当額
- (5) 市長が特に還付する必要があると認めたとき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、交流施設の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

(2) 市は、条例第6条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第3号および別記様式第4号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

(草津市立市民交流プラザ条例施行規則の一部改正)

第18条 草津市立市民交流プラザ条例施行規則(平成14年草津市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改める。

第8条第1項第1号中「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号中

「●遵守事項

当館が、皆様にいつまでも気持ち良く御利用いただけますよう次の事柄について御了承願います。

を

「(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 市民交流プラザの管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第5条第1項の規定により使用を許可された者が、使用日の2月前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額
- (4) 条例第5条第1項の規定により使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
- (5) 市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、市民交流プラザの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
- (2) 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

●遵守事項

当館が、皆様にいつまでも気持ち良く御利用いただけますよう次の事柄について御了承願います。

に改め、「※ 裏面記載の「審査請求について」をお読みください。」を削る。

(草津市都市公園条例施行規則の一部改正)

第19条 草津市都市公園条例施行規則(昭和63年草津市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「天災・地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改める。

別記様式第13号に次のように加える

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用の許可を取り消し、またはその効力を停止し、もしくはその条件を変更することがあります。

2 市は、条例第17条の規定による使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第15号中「ごみ、すいがら等」を「ごみ等」に改め、同様式に次のように加える。

(13) 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用の許可を取り消し、またはその効力を停止し、

もしくはその条件を変更することがあります。

- (14) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないときは、使用料の全額を返還します。
- (15) 市は、条例第17条の規定による使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

(草津市駅前広場管理条例施行規則の一部改正)

第20条 草津市駅前広場管理条例施行規則（昭和44年草津市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改め、同様式に次のように加える。

- 3 災害その他公益上必要が生じた場合に、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。
- 4 市は、条例第4条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。

別記様式第2号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改め、同様式に次のように加える。

- 3 災害その他公益上必要が生じた場合に、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。
- 4 市は、条例第4条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。

別記様式第3号に次のように加える。

許可条件

- (1) 次のいずれかに該当するときは、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。
 - ① 法令の規定に違反して占用しようとしたとき、または占用したとき。
 - ② 占用のための手続きに違反したとき。
 - ③ 占用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
 - ④ 占用に関して、管理者の指示に違反し、または占用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
 - ⑤ 災害その他公益上必要が生じたとき。
 - ⑥ その他市長が占用を不適当と認めるとき。
- (2) 占用者の責めに帰さない理由により占用の許可を取り消した場合には、取り消した日の属す

る月の翌月以降の残月数に対応する分の占用料は還付する。

- (3) 占用者が、駅前広場の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償すること。
- (4) 市は、条例第4条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。
- (5) 草津市駅前広場管理条例を厳守すること。また、他の法令等に基づく許可（道路使用許可など）、承認、届出等をする場合は、所定の手続きを経たうえ、占用すること。
- (6) 占用場所については許可期間中であっても変更を命じることがある。
- (7) この許可に係る行為に起因して駅前広場その他の施設に損傷を与え、もしくは第三者に損害を与えた場合または第三者から苦情があった場合には、すみやかに草津市長に届けるとともにこれの解決と損害賠償はすべて占用者で行うこと。

その他許可条件について、申請物件の内容によっては付すことがある。

別記様式第7号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改め、同様式に次のように加える。

- 3 災害その他公益上必要が生じた場合に、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。
- 4 市は、条例第4条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。

別記様式第8号に次のように加える。

許可条件

- (1) 次のいずれかに該当するときは、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。
 - ① 法令の規定に違反して占用しようとしたとき、または占用したとき。
 - ② 占用のための手続きに違反したとき。
 - ③ 占用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
 - ④ 占用に関して、管理者の指示に違反し、または占用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
 - ⑤ 災害その他公益上必要が生じたとき。
 - ⑥ その他市長が占用を不適当と認めるとき。
- (2) 占用者の責めに帰さない理由により占用の許可を取り消した場合には、取り消した日の属す

る月の翌月以降の残月数に対応する分の占用料は還付する。

- (3) 占用者が、駅前広場の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償すること。
- (4) 市は、条例第4条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。
- (5) 草津市駅前広場管理条例を厳守すること。
- (6) 占用期間満了後も引き続き占用をしようとするときは、期間満了の30日前までに継続の許可申請を受けること。
- (7) 占用を廃止するときは、すみやかに占用廃止届を提出し市の指示に従うこと。
- (8) 駅前広場管理上必要があるときは、本許可を取り消し、占用者の負担で原状回復を命ずることがある。
- (9) この許可に係る行為に起因して駅前広場その他の施設に損傷を与え、もしくは第三者に損害を与えた場合または第三者から苦情があった場合には、すみやかに草津市長に届け出るとともにこれの解決と損害賠償はすべて占用者で行うこと。

その他許可条件について、申請物件の内容によっては付すことがある。

別記様式第9号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立まちづくりセンター条例施行規則の一部改正(第1条関係) 新旧対照表

新規則(案)	旧規則
<p>第1条～第9条 (略) (使用料の還付)</p> <p>第10条 条例第9条第4項ただし書の規定により使用料を還付する場合およびその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 金額 (2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条～第19条 (略) 別記様式第1号(第5条第1項関係、第9条第2項関係)</p> <p>草津市立まちづくりセンター使用許可兼減免申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>登録団体 一般</p>	<p>第1条～第9条 (略) (使用料の還付)</p> <p>第10条 条例第9条第4項ただし書の規定により使用料を還付する場合およびその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 天災、地変等により施設を使用できないとき 全額 (2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条～第19条 (略) 別記様式第1号(第5条第1項関係、第9条第2項関係)</p> <p>草津市立まちづくりセンター使用許可兼減免申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>登録団体 一般</p>
<p>申 請 者 住 所 団 体 名 代表者名 電 話</p> <p>申 請 者 住 所 団 体 名 代表者名 電 話</p>	<p>申 請 者 住 所 団 体 名 代表者名 電 話</p> <p>申 請 者 住 所 団 体 名 代表者名 電 話</p>

草津市立まちづくりセンターを使用したいので、次のとおり申請します。
なお、使用に際しては、草津市立まちづくりセンター条例、同条例施行規則および係員の指示に従います。

草津市立まちづくりセンターを使用したいので、次のとおり申請します。
なお、使用に際しては、草津市立まちづくりセンター条例、同条例施行規則および係員の指示に従います。

使用目的	使用人	使用人数	使用目的	使用人	使用人数
使用日時 午後・夜間	年 月 日 時 分から 時 分まで (午前・午後・夜間)		使用日時 午後・夜間	年 月 日 時 分から 時 分まで (午前・午後・夜間)	
使用施設	多目的室1・多目的室2・201会議室・202会議室・205会議室・208会議室・託児室・301会議室・302会議室・303会議室・304会議室・305会議室・306会議室・307会議室・308会議室・309会議室 ステージ・調理室		多目的室1・多目的室2・201会議室・202会議室・205会議室・208会議室・託児室・301会議室・302会議室・303会議室・304会議室・305会議室・306会議室・307会議室・308会議室・309会議室 ステージ・調理室		

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市立まちづくりセンター条例施行規則の一部改正(第1条関係) 新旧対照表

新規則(案)		旧規則	
入場料等 市または 市の執行 機関の主 催等	無 無 援)	入場料等 市または 市の執行 機関の主 催等	無 無 援)
有(内容 : 主催・共催・後援)	有(内容 : 主催・共催・後援)	有(内容 : 主催・共催・後援)	有(内容 : 主催・共催・後援)
施設等	付属設備等	施設等	付属設備等
施設料 市外料 使用料 (利用料 金)	チュー ナ ワイヤ レスマ イク ワイヤ マイク ピンマ イク カセッ トデッ キ CDブ レーヤ ー ビデオ プロジェ クター	チュー ナ オーバー ヘッジエ クター テレビ スポート ライト パネル 支柱 ピアノ ビデオ プロジェ クター	チュー ナ ワイヤ レスマ イク ワイヤ マイク ピンマ イク カセッ トデッ キ CDブ レーヤ ー ビデオ プロジェ クター
施設料 市外料 使用料 (利用料 金)	營利料 入場料 持込料	營利料 入場料 市外料 持込料	營利料 入場料 市外料 持込料
減免申請 草津市立まちづくりセン	合計	付属設備等計 付属設備等計	付属設備等計 付属設備等計
		減免申請 草津市立まちづくりセン	合計

草津市立まちづくりセンターライフスタイルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立まちづくりセンターライフスタイルセンター条例施行規則の一部改正（第1条関係）

新規則（案）		旧規則		規則	
	ターゲットの減額・免除を申請する	減免許可番号	減免金額	減免許可番号	減免金額
申請する	しない	申請する	ない	申請する	ない
		総計		総計	

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができます。

2 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号（第6条第1項関係）
草津市立まちづくりセンターライフスタイルセンター条例施行規則の一部改正（第1条関係）

登録団体 一般		登録団体 一般	
団体名	代表者名	団体名	代表者名
草津市立まちづくりセンターライフスタイルセンター	田中 伸一	草津市立まちづくりセンターライフスタイルセンター	田中 伸一
年月日	年月日	年月日	年月日

別記様式第2号（第6条第1項関係）
草津市立まちづくりセンターライフスタイルセンター条例施行規則の一部改正（第1条関係）

使用目的	使用人	使用人	使用人
年月日	年月日	年月日	年月日
午後・夜間	午前・午後	午前・午後	午前・午後
多目的室1・多目的室2・201会議室・202会議室・205会議室・208会議室・託児室・301会議室・302会議室・303会議室・304会議室・305会議室・306会議室・307会議室・308会議室・309会議室・ステージ・調理室	多目的室1・多目的室2・201会議室・202会議室・205会議室・208会議室・託児室・301会議室・302会議室・303会議室・304会議室・305会議室・306会議室・307会議室・308会議室・309会議室・ステージ・調理室	多目的室1・多目的室2・201会議室・202会議室・205会議室・208会議室・託児室・301会議室・302会議室・303会議室・304会議室・305会議室・306会議室・307会議室・308会議室・309会議室・ステージ・調理室	多目的室1・多目的室2・201会議室・202会議室・205会議室・208会議室・託児室・301会議室・302会議室・303会議室・304会議室・305会議室・306会議室・307会議室・308会議室・309会議室・ステージ・調理室
入場料等	無	有	有
	(円)	(円)	(円)

草津市立まちづくりセンターライセンス条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市立まちづくりセンターライセンス条例施行規則の一部改正(第1条関係) 新旧対照表

新規則(案)		旧規則		新規則	
市または市機関の主催等	無援)	市または市機関の主催等	無	有(内容: 主催・共催・後援)	有(内容: 主催・共催・後援)
施設等					付属設備等
施設料	チューナー	オーバーヘッドプロジェクター	チューナー	オーバーヘッドプロジェクター	オーバーヘッドプロジェクター
営料	ワイヤレスマイク	テレビオ	ワイヤレスマイク	テレビオ	テレビオ
入料	ワイヤマイク	スポットライト	ワイヤマイク	スポットライト	スポットライト
市外料	ピンマ	パネル	ピンマ	パネル	パネル
使用料(利用料金)	カセッタデッキ	支柱	カセッタデッキ	支柱	支柱
持込料	CDプレーヤー	ピアノ	CDプレーヤー	ピアノ	ピアノ
	ビデオプロジェクター		ビデオプロジェクター		ビデオプロジェクター
施設等計	付属設備等計			施設等計	付属設備等計
減免許可	草津市立まちづくりセンターライセンス条例施行規則に基づき 使用料(利用料)の減額:	合計	合計	草津市立まちづくりセンターライセンス条例施行規則に基づき 使用料(利用料)の減額:	合計
	減免許可番号	減免	免金	減免許可番号	減免
					免金

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立まちづくりセンター条例施行規則の一部改正（第1条関係）新旧対照表

新規則(案)		旧規則		規則					
使用条件	免除を許可します。 遵守事項を必ず守ること。	第号	額	第号	額				
(裏面)									
<u>1 使用許可の取消し等</u>									
次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。									
(1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき、または使用したとき。									
(2) 使用のための手続きに違反したとき。									
(3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。									
(4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。									
(5) 災害その他公益上必要が生じたとき。									
(6) その他市長（または指定管理者）が使用を不適当と認めるとき。									
<u>2 使用料の返還</u>									
次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。									
(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額									
(2) まちづくりセンターの管理上の都合により施設を使用できないとき 全額									
(3) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額									
(4) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額									
(5) 市長が特に還付する必要があると認めるととき 市長が定める額									
<u>3 損害賠償</u>									

草津市立まちづくりセンターセンターライフセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立まちづくりセンターセンターライフセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

新規則(案)	旧規則
(1) 使用者が、まちづくりセンターの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによつて生じた損害について賠償していただきます。	年月日 草津市長 様 申請者 住 所 団体名 代表者名 電話
(2) 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。	年月日 草津市長 様 申請者 住 所 団体名 代表者名 電話

別記様式第3号(第10条第2項関係)
草津市立まちづくりセンターセンターライフセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

使 用 日 時	年 月 日 時 分 か ら	使 用 日 時	年 月 日 時 分 か ら
使 用 施 設		使 用 施 設	
付 屬 設 備		付 屬 設 備	
申 請 理 由		申 請 理 由	

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。
下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

受付 年 月 日	受付番号	担当者	担当者
受付 年 月 日	受付番号	担当者	担当者

以下は記入する必要はありません。
以下は記入する必要はありません。

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
 草津市立まちづくりセンター条例施行規則の一部改正（第1条関係）

新規則（案）				旧規則			
既納付額	円	既納付額	円	既納付額	円	既納付額	円
還付金額	円	還付金額	円	還付金額	円	還付金額	円
決裁		決裁		決裁		決裁	

草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則の一部改正（第2条関係）新旧対照表

新規則(案)	旧規則
<p>第1条～第6条 (略) (使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第9条第2項ただし書の特別な理由があると認めるとときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額 (2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略) 別記様式第1号（第4条第1項関係）</p>	<p>第1条～第6条 (略) (使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第9条第2項ただし書の特別な理由があると認めるとときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 天災、地変等により施設を使用できないとき 全額 (2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略) 別記様式第1号（第4条第1項関係）</p>

草津市立地域まちづくりセンター使用許可申請書	年 月 日
宛	申請者 住 所 _____
	使用団体名 _____
	代表者氏名 _____
	担当者氏名 _____
	連絡先 _____

下記のとおり、草津市立 _____ まちづくりセンターを使用したいので許可をお願いします。

なお、使用に際しては、草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則および職員の指示に従います。

使用日時	使用場所	使用人数(見込)
------	------	----------

草津市立まちづくりセンターライフ規則等の一部を改正する規則
草津市立地域まちづくりセンターライフ規則等の一部改正（第2条関係）新旧対照表

新規則（案）				旧規則					
月	日	時 分	時 分	月	日	時 分	時 分		
月	日～	(時) 分	大会議室 その他の部屋 ()	人	月	日～	(時) 分	大会議室 その他の部屋 ()	人
月	日～	(時) 分	大会議室 その他の部屋 ()	人	月	日～	(時) 分	大会議室 その他の部屋 ()	人
月	日～	(時) 分	大会議室 その他の部屋 ()	人	月	日～	(時) 分	大会議室 その他の部屋 ()	人
月	日～	(時) 分	大会議室 その他の部屋 ()	人	月	日～	(時) 分	大会議室 その他の部屋 ()	人
使用目的、内容を詳しくお書きください。				使用目的、内容を詳しくお書きください。					
使 用 目 的 目 的 内 容				使 用 目 的 目 的 内 容					
使 用 区 分	1. 市内在住（事業所、営業所等の所在地を含む） 2. 市内在勤（会社名等） 3. 市外	使 用 区 分	1. 市内在住（事業所、営業所等の所在地を含む） 2. 市内在勤（会社名等） 3. 市外	使 用 区 分	1. 市内在住（事業所、営業所等の所在地を含む） 2. 市内在勤（会社名等） 3. 市外	使 用 区 分	1. 市内在住（事業所、営業所等の所在地を含む） 2. 市内在勤（会社名等） 3. 市外		

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
2 市は、条例第11条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

草津市立まちづくりセンターエネルギー条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立まちづくりセンターエネルギー条例施行規則等の一部改正(第2条関係)
新規則 第2号(第5条関係)

新規則 第2号(第5条関係)			別記様式第2号(第5条関係)					
草津市立まちづくりセンターエネルギー条例施行規則等の一部を改正する規則 草津市立まちづくりセンターエネルギー条例施行規則等の一部改正(第2条関係) 新規則 第2号(第5条関係)			許可第	年月日	許可第	年月日		
			申請者	申請者住所	申請者	申請者住所		
			使用団体名	使用団体名	代表者氏名	代表者氏名		
			年月日付で申請のあった草津市立まちづくりセンターハウス	年月日付で申請のあった草津市立まちづくりセンターハウス	年月日付で申請のあった草津市立まちづくりセンターハウス	年月日付で申請のあった草津市立まちづくりセンターハウス		
			印	印	印	印		
使 用 日 時	使 用 場	使 用 人 數(見込)	使 用 日 時	使 用 場	使 用 人 數(見込)	使 用 日 時	使 用 場	使 用 人 數(見込)
月 日 () 時 分	大会議室 その他の部屋 ()	人	月 日 () 時 分	大会議室 その他の部屋 ()	人	月 日 () 時 分	大会議室 その他の部屋 ()	人
月 日 () 時 分	大会議室 その他の部屋 ()	人	月 日 () 時 分	大会議室 その他の部屋 ()	人	月 日 () 時 分	大会議室 その他の部屋 ()	人
月 日 () 時 分	大会議室 その他の部屋 ()	人	月 日 () 時 分	大会議室 その他の部屋 ()	人	月 日 () 時 分	大会議室 その他の部屋 ()	人
月 日 () 時 分	大会議室 その他の部屋 ()	人						

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則の一部改正（第2条関係）新旧対照表

新規則（案）		旧規則	
使用目的	使用目的、内容を詳しくお書きください。	使用目的	使用目的、内容を詳しくお書きください。
使区	1. 市内在住（事業所、営業所等の所在地を含む） 2. 市内在勤（会社名等） 3. 市外	使区	1. 市内在住（事業所、営業所等の所在地を含む） 2. 市内在勤（会社名等） 3. 市外
許条件		許条件	
施設使用料 减免（全額以外）	円 免除（全額） 减免（全額以外）	施設使用料 减免（全額以外）	円 免除（全額） 减免（全額以外）
(裏面)		(裏面)	
1 1. 使用許可の取消し等 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができます。 (1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき。 (2) 使用のための手続きに違反したとき。 (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。 (4) 使用に関する手続に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。 (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。 (6) その他市長（または指定管理者）が使用を不適当と認めるとき。		1 1. 使用許可の取消し等 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができます。 (1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき。 (2) 使用のための手続きに違反したとき。 (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。 (4) 使用に関する手續に違反し、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。 (5) その他市長（または指定管理者）が使用を不適当と認めるとき。	
2 2. 使用料の返還 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。 (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき (2) センターの管理上の都合により施設を使用できないとき (3) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき (4) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前の日から使用の前日までに自らの都合により施設の使用を取		2 2. 使用料の返還 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。 (1) 天災、地変等により施設を使用できませんとき (2) センターの管理上の都合により施設を使用できないうとき (3) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき (4) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前の日から使用の前日までに自らの都合により施設の使用を取	

草津市立まちづくりセンターライフ規則等の一部を改正する規則
草津市立地域まちづくりセンターライフ規則等の一部改正（第2条関係）

新規則	旧規則	新規則	旧規則
り消したとき 5割相当額 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額	り消したとき 5割相当額 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額	3 損害賠償 (1) 使用者が、草津市立地域まちづくりセンターの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによつて生じた損害について賠償していただきます。 (2) 市は、条例第11条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。	3 損害賠償 (1) 使用者が、草津市立地域まちづくりセンターの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによつて生じた損害について賠償していただきます。 (2) 市は、使用許可の取消し等によつて使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。
別記様式第3号～別記様式第4号 (略)	別記様式第3号～別記様式第4号 (略)		

草津市立まちづくりセンタ一条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則の一部改正（第3条関係）

新規則	旧規則	新旧対照表
<p>第1条～第2条 (略) (使用料の還付)</p> <p>第3条 条例第7条第3項の特別な理由があると認めるとときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額 (2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第2号 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略) (使用料の還付)</p> <p>第3条 条例第7条第3項の特別な理由があると認めるとときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 天災、地変等により施設を使用できないとき 全額 (2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第2号 (略)</p>	<p>草津市立図書館については、教育委員会規則において様式の改正を行っております。草津市規則に規定されている使用料の徴収の規定のみ改正を行います。</p>

草津市立草津アミカホール使用料の徴収等に関する規則改正する規則

草津市立草津アミカホール使用料の徴収等に関する規則の一部改正(第4条関係) 新旧対照表

新規則(案)	旧規則
<p>第1条～第3条 (略) (使用料の還付)</p> <p>第4条 条例第8条第4項ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額 (2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 (略) 別表 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第2号 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (使用料の還付)</p> <p>第4条 条例第8条第4項ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 天災、地変等により施設を使用できないとき 全額 (2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 (略) 別記様式第1号～別記様式第2号 (略)</p>

草津市立草津アミカホールについては、教育委員会規則において様式の改正を行っており、草津市規則に規定されている使用料の徴収の規定のみ改正を行います。

草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則

草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則の一部改正（第5条関係）
新旧対照表

新規則	旧規則
<p>第1条～第3条 (略) (還付)</p> <p>第4条 条例第9条第4項ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額 (2)～(6) (略) 2 (略)</p> <p>第5条 (略) 別表 (略) 別記様式第1号～別記様式第2号 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (還付)</p> <p>第4条 条例第9条第4項ただし書の特別な理由があると認めると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 天災、地変等により施設を使用できないとき 全額 (2)～(6) (略) 2 (略)</p> <p>第5条 (略) 別表 (略) 別記様式第1号～別記様式第2号 (略)</p>

草津市立草津クレアホールについては、教育委員会規則において様式の改正を行っており、草津市規則に規定されている使用料の徴収の規定のみ改正を行います。

草津市立サンサンホール条例施行規則等の一項を改正する規則

草津市立サンサンホール条例施行規則の一部改正（第6条関係）新旧対照表

新規則	旧規則	新規則	旧規則
第1条～第6条 (略) (使用料の還付)	第1条～第6条 (略) (使用料の還付)	第1条～第6条 (略) (使用料の還付)	第1条～第6条 (略)
第7条 条例第8条第4項ただし書の特別な理由があると認められるとときは、次の各号に掲げるときとし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。	第7条 条例第8条第4項ただし書の特別な理由があると認められるとときは、次の各号に掲げるときとし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。	第7条 条例第8条第4項ただし書の特別な理由があると認められるとときは、次の各号に掲げるときとし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。	第7条 条例第8条第4項ただし書の特別な理由があると認められるとときは、次の各号に掲げるときとし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。
(1) 災害その他公益上必要があり施設または付属設備（以下「施設等」という。）を使用できないとき 全額 (2)～(5) (略)	(1) 天災地変等により施設または付属設備（以下「施設等」という。）を使用できないとき 全額 (2)～(5) (略)	(1) 天災地変等により施設または付属設備（以下「施設等」という。）を使用できないとき 全額 (2)～(5) (略)	(1) 天災地変等により施設または付属設備（以下「施設等」という。）を使用できないとき 全額 (2)～(5) (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
第8条～第11条 (略) 別表 (略)	第8条～第11条 (略) 別表 (略)	第8条～第11条 (略) 別記様式第1号（第4条第1項関係）	第8条～第11条 (略) 別記様式第1号（第4条第1項関係）
受付番号	受付番号	受付番号	受付番号
草津市立サンサンホール使用許可申請書	草津市立サンサンホール使用許可申請書	草津市立サンサンホール使用許可申請書	草津市立サンサンホール使用許可申請書
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
草津市長 宛	草津市長 様	草津市長 様	草津市長 様
申請者 住 所 団体名 代表者氏名 印	申請者 住 所 团体名 代表者氏名 印	申請者 住 所 团体名 代表者氏名 印	申請者 住 所 团体名 代表者氏名 印
草津市立サンサンホールを使用したいので、下記のとおり申請します。	草津市立サンサンホールを使用したいので、下記のとおり申請します。	草津市立サンサンホールを使用したいので、下記のとおり申請します。	草津市立サンサンホールを使用したいので、下記のとおり申請します。
使 用 目 的	使 用 目 的	使 用 目 的	使 用 目 的

草津市立サンサンホール条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市立サンサンホール条例施行規則の一部改正（第6条関係）

新規則(案)		旧規則	
使用日時	年月日から時分まで	使用日時	年月日から時分まで
使用場所	大ホール ステージのみ 大会議室 中 会議室 小会議室1 小会議室2	使用場所	大ホール ステージのみ 大会議室 中 会議室 小会議室1 小会議室2
使用者	住所 氏名 電話	使用者	住所 氏名 電話
以下は記入しないでください。			
使用料金	円	減額	
上料 記内 訳使 用料	円	免除	円
施設使用 料 施設使用 料加算 料金	円	施設使用 料 施設使用 料加算 料金	円
付属設 備使 用料	円	付属設 備使 用料	円
備考			

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができます。

2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって健
用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号（第4条第3項関係）

許可番号

草津市立サンサンホール使用許可書

許可番号

草津市立サンサンホール使用許可書

草津市立サンサンホール条例施行規則等の一部改正する規則

草津市立サンサンホール条例施行規則の一部改正（第6条関係）新旧対照表

新規則	(案)	旧規則	年月日	年月日	年月日
草津市長 様	印	草津市長 様	印	草津市長 様	印
使 用 日 時	年 月 日から時 分か で	使 用 日 時	年 月 日まで時 分ま で	使 用 日 時	年 月 日から時 分か で
使 用 场 所	大ホール ステージのみ 大会議室 中 会議室 小会議室1 小会議室2	使 用 场 所	大ホール ステージのみ 大会議室 中 会議室 小会議室1 小会議室2	使 用 責任者	年 月 日から時 分か で
使 用 責任者	住所 氏名	使 用 責任者	住所 氏名	使 用 責任者	年 月 日から時 分か で
使 用 料 金	使 用 料 金	使 用 料 金	使 用 料 金	使 用 料 金	使 用 料 金
上料 記金 使用 証用	施設使用 料	上料 記金 使用 証用	施設使用 料	上料 記金 使用 証用	上料 記金 使用 証用
施設使用 料	円	施設使用 料	円	施設使用 料	円
施設使用 料加算料 金	円	施設使用 料加算料 金	円	施設使用 料加算料 金	円
付属設備料 使 用	円	付属設備料 使 用	円	付属設備料 使 用	円

年 月 日付け(受付第 号)で申請のあり
ました草津市立サンサンホールの使用については、下記のとおり
許可します。

年 月 日付け(受付第 号)で申請のあり
ました草津市立サンサンホールの使用については、下記のとおり
許可します。

草津市立サンサンホール条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立サンサンホール条例施行規則の一部改正（第6条関係）

新規則（案）	使用に際しては、草津市立サンサンホール条例および同条例施行規則ならびに係員の指示に従うこと。	旧規則
許可条件	許可条件	使用に際しては、草津市立サンサンホール条例および同条例施行規則ならびに係員の指示に従うこと。
備考	備考	備考

(裏面)

- 1 用途許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができます。

 - 法令の規定に違反して使用しようとして、または使用したとき。
 - 使用のための手続きに違反したとき。
 - 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。
 - 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
 - 災害その他公益上必要が生じたとき。
 - その他市長が使用を不適当と認めたとき。
- 2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

 - 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき
 - サンサンホールの管理の都合により、施設等を使用できないとき
 - 条例第5条の規定により使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき
 - 条例第5条の規定により使用を許可された者が、使用日の3月

草津市立サンサンホール条例施行規則の一部改正(第6条関係) 新旧対照表

新規則	旧規則
前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき <u>5割相当額</u>	取り消したとき <u>5割相当額</u>
(5) 市長が特に還付する必要があると認めるととき 市長が定める額	
3 損害賠償	
(1) 使用者が、サンサンホールの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。	
(2) 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。	
別記様式第3号(第6条第2項関係)	別記様式第3号(第6条第2項関係)
草津市立サンサンホール使用料減免申請書	草津市立サンサンホール使用料減免申請書
年月日 草津市長 宛	年月日 草津市長 様
申請者 住 所 団体名 代表者氏名 印 電話()	申請者 住 所 団体名 代表者氏名 印 電話()
次のとおり、草津市立サンサンホール使用料の減免を申請します。	次のとおり、草津市立サンサンホール使用料の減免を申請します。
使 用 場 所 大ホール 小会議室1 小会議室2 ステージのみ 中会議室 中会議室	使 用 場 所 大ホール 小会議室1 小会議室2 ステージのみ 大会議室 中会議室 中会議室
使 用 日 時 年 月 日 から 時 分 から 年 月 日 まで 時 分 まで	使 用 日 時 年 月 日 から 時 分 から 年 月 日 まで 時 分 まで

草津市立サンサンホール条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市立サンサンホール条例施行規則の一部改正（第6条関係）
新旧対照表

新規則（案）		旧規則	
申請の理由	申請の理由	受付年月日	受付番号
1 条例施行規則第6条第1項第1号に該当	1 条例施行規則第6条第1項第1号に該当	1 条例施行規則第6条第1項第1号に該当	1 条例施行規則第6条第1項第1号に該当
2 条例施行規則第6条第1項第2号に該当	2 条例施行規則第6条第1項第2号に該当	2 条例施行規則第6条第1項第2号に該当	2 条例施行規則第6条第1項第2号に該当
3 条例施行規則第6条第1項第3号に該当	3 条例施行規則第6条第1項第3号に該当	3 条例施行規則第6条第1項第3号に該当	3 条例施行規則第6条第1項第3号に該当
4 条例施行規則第6条第1項第4号に該当	4 条例施行規則第6条第1項第4号に該当	4 条例施行規則第6条第1項第4号に該当	4 条例施行規則第6条第1項第4号に該当
5 条例施行規則第6条第1項第5号に該当	5 条例施行規則第6条第1項第5号に該当	5 条例施行規則第6条第1項第5号に該当	5 条例施行規則第6条第1項第5号に該当
6 条例施行規則第6条第1項第6号に該当	6 条例施行規則第6条第1項第6号に該当	6 条例施行規則第6条第1項第6号に該当	6 条例施行規則第6条第1項第6号に該当
理由	理由	ここから下は、記入しないでください。	ここから下は、記入しないでください。

ここから下は、記入してください。

受付規定の使用料	受付年月日	受付番号	担当者
規定期間	年	月	日
規定期間	年	月	日
規定期間	年	月	日

受付規定の使用料	受付年月日	受付番号	担当者
規定期間	年	月	日
規定期間	年	月	日
規定期間	年	月	日

別記様式第4号（第7条第2項関係）

草津市立サンサンホール使用料還付申請書	草津市長 様	年 月 日
申請者	住 所	年 月 日
代表者氏名	印	年 月 日

申請者 団体名	住 所	年 月 日
代表者氏名	印	年 月 日
電話（ — — — — — ）	申請者 団体名	年 月 日
電話（ — — — — — ）	代表者氏名	年 月 日

次のとおり、草津市立サンサンホール使用料の還付を申請します。
次のとおり、草津市立サンサンホール使用料の還付を申請します。

草津市立サンサンホール条例施行規則等の一部改正する規則

草津市立サンサンホール条例施行規則の一部改正(第6条関係)

新規則(案)				旧規則			
使用場所	大ホール 小会議室1 小会議室2	ステージのみ 小会議室	大会議室	中会議室	使 用 場 所	大ホール 小会議室1 小会議室2	ステージのみ 小会議室1 中会議室
使 用 日 時	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで			使 用 日 時	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで
使 用 料 の 納 付 日 および納付額	年 月 日	円			使 用 料 の 納 付 日 および納付額	年 月 日	円
申 請 の 理 由 理由	1 条例施行規則第7条第1項第1号に該当 2 条例施行規則第7条第1項第2号に該当 3 条例施行規則第7条第1項第3号に該当 4 条例施行規則第7条第1項第4号に該当 理由				申 請 の 理 由 理由	1 条例施行規則第7条第1項第1号に該当 2 条例施行規則第7条第1項第2号に該当 3 条例施行規則第7条第1項第3号に該当 4 条例施行規則第7条第1項第4号に該当 理由	
ここから下は、記入しないでください。				ここから下は、記入してください。			
受付 年 月 日 受付番号 担当者				受付 年 月 日 受付番号 担当者			
既存の使用料	円	既存の使用料	円	担当者	担当者	参考	参考
還付金額	円	還付金額	円				
差引金額	円	差引金額	円				
還付	円	還付	円				

草津市立教育集会所施行規則等の一部を改正する規則

草津市立教育集会所使用料の徴収等に関する規則の一部改正（第7条関係）新旧対照表

新規則（案）	旧規則																																						
<p>第1条～第2条（略） (使用料の還付)</p> <p>第3条 条例第1.1条第2項ただし書の特別な理由があると認めるとときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額 (2) (略) (3) 条例第8条の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額 (4) 条例第8条の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前から前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額 (5) (略) 2 (略)</p>	<p>第1条～第2条（略） (使用料の還付)</p> <p>第3条 条例第1.1条第2項ただし書の特別な理由があると認めるとときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 天災、地変等により施設を使用できないとき 全額 (2) (略) (3) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額 (4) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前の日から前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額 (5) (略) 2 (略)</p>																																						
<p>別記様式第1号（略） 別記様式第2号（第3条第2項関係）</p> <p>草津市立教育集会所使用料還付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>草津市長 宛 申請者 住所 _____</p> <p>団体名 _____ 代表者氏名 _____</p>	<p>次のとおり、草津市立教育集会所使用料の還付を申請します。</p> <table border="1"> <tr> <td>使用日時</td> <td>年 月 日 時 分から</td> <td>年 月 日 時 分まで</td> </tr> <tr> <td>使用施設名</td> <td colspan="3">西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所・芦浦教育集会所</td> </tr> <tr> <td>使用室名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>使用料納付日 および納付額</td> <td colspan="3">年 月 日 円</td> </tr> <tr> <td>申請理由</td> <td colspan="3">(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額</td> </tr> </table> <p>次のとおり、草津市立教育集会所使用料の還付を申請します。</p> <table border="1"> <tr> <td>使用日時</td> <td>年 月 日 時 分から</td> <td>年 月 日 時 分まで</td> </tr> <tr> <td>使用施設名</td> <td colspan="3">西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所・芦浦教育集会所</td> </tr> <tr> <td>使用室名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>使用料納付日 および納付額</td> <td colspan="3">年 月 日 円</td> </tr> <tr> <td>申請理由</td> <td colspan="3">(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額</td> </tr> </table>	使用日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	使用施設名	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所・芦浦教育集会所			使用室名				使用料納付日 および納付額	年 月 日 円			申請理由	(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額			使用日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	使用施設名	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所・芦浦教育集会所			使用室名				使用料納付日 および納付額	年 月 日 円			申請理由	(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額		
使用日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで																																					
使用施設名	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所・芦浦教育集会所																																						
使用室名																																							
使用料納付日 および納付額	年 月 日 円																																						
申請理由	(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額																																						
使用日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで																																					
使用施設名	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所・芦浦教育集会所																																						
使用室名																																							
使用料納付日 および納付額	年 月 日 円																																						
申請理由	(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額																																						

草津市立教育集会所の徴収等に関する規則を改正する規則

草津市立教育集会所使用料の徴収等に関する規則の一部改正（第7条関係）

新規則		(案)		日	規則																																																																								
	(2) 教育集会所の管理上の都合により施設を使用できなきとき (3) 条例第8条の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額 (4) 条例第8条の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前の日から前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額 (5) 市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額			(2) 教育集会所の管理上の都合により施設を使用できなきとき 全額 (3) 使用を許可された者が、使用日の4日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額 (4) 使用を許可された者が、使用日の3日前の日から前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額 (5) 市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額																																																																									
※使用許可申請書および使用料を納付したことを証する書類を添付してください。		※使用許可申請書および使用料を納付したことを証する書類を添付してください。		※使用許可申請書および使用料を納付したことを証する書類を添付してください。																																																																									
(注) ここから下は、記入しないでください。		(注) ここから下は、記入しないでください。		(注) ここから下は、記入しないでください。																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用料還付決裁</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>指示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		使用料還付決裁	年	月	日	指示事項																<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用料還付決裁</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>指示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		使用料還付決裁	年	月	日	指示事項																<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用料還付決裁</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>指示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		使用料還付決裁	年	月	日	指示事項																											
使用料還付決裁	年	月	日	指示事項																																																																									
使用料還付決裁	年	月	日	指示事項																																																																									
使用料還付決裁	年	月	日	指示事項																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用許可年月日</th> <th>許可番号</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		使用許可年月日	許可番号	年	月	日	備考																			<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用許可年月日</th> <th>許可番号</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		使用許可年月日	許可番号	年	月	日	備考																			<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用許可年月日</th> <th>許可番号</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		使用許可年月日	許可番号	年	月	日	備考																		
使用許可年月日	許可番号	年	月	日	備考																																																																								
使用許可年月日	許可番号	年	月	日	備考																																																																								
使用許可年月日	許可番号	年	月	日	備考																																																																								
<p>草津市立教育集会所については、教育委員会規則において様式の改正を行っており、草津市規則に規定されている使用料の徴収の規定の改正と併せて様式の記載内容の改正を行います。</p>																																																																													

草津市立まちづくりセンターライフセンターの規則等の一部を改正する規則

草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則（第8条関係） 新旧対照表

新規則(案)	旧規則
<p>第1条～第4条 (略) (使用料の還付) 第5条 条例第9条ただし書の特別な理由があると認めると定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額 (2) (略) (3) 体育施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）が、使用日の2月前までにその使用を中止する旨の申し出を行った場合 <u>7割相当額</u> (4) 使用者が、使用日の2月前の日の翌日から<u>7日前</u>までにその使用を中止する旨の申し出を行った場合 <u>5割相当額</u> (5) (略) 2 第6条 (略) 別表 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (使用料の還付) 第5条 条例第9条ただし書の特別な理由があると認めると定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 天災、地変等により施設を使用できないとき 全額 (2) (略) (3) 体育施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）が、使用日の2月前の日の翌日から<u>7日前</u>までにその使用を中止する旨の申し出を行った場合 <u>5割相当額</u> (4) 使用者が、使用日の2月前から<u>8日前</u>までにその使用を中止する旨の申し出を行った場合 <u>7割相当額</u> (5) (略) 2 第6条 (略) 別表 (略)</p>

草津市立社会体育施設使用料減免申請書	別記様式第1号（第4条第3項関係）	別記様式第1号（第4条第3項関係）
年　月　日	年　月　日	年　月　日
草津市長 宛	草津市長 様	草津市立社会体育施設使用料減免申請書
住 所	住 所	住 所
氏 名(団体名)	氏 名(団体名)	氏 名(団体名)
代表者氏名(団体の場合)	代表者氏名(団体の場合)	代表者氏名(団体の場合)
電話(- - -)	電話(- - -)	電話(- - -)

草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則

新規則 (案) 草津市立社会体育施設使用料の減免を申請します。

新規則 (案)		旧規則		新旧対照表	
次のとおり、草津市立社会体育施設使用料の減免を申請します。		次のとおり、草津市立社会体育施設使用料の減免を申請します。		次のとおり、草津市立社会体育施設使用料の減免を申請します。	
使用施設名		使用施設名		受付番号	
使用日時	年 月 日	午前・午後 時	午前・午後 時	年 月 日	午前・午後 時
申請の理由					
ここから下は、記入しないでください。					
受付年月日	受付年月日	受付年月日	受付年月日	担当者	担当者
規定の(1)施設使用料、(2)冷暖房使用料および電灯使用料	(1) 円	(2) 円	(1) 円	備考	備考
減免額	(1) 円	(2) 円	(1) 円		
減免後の(1)施設使用料、(2)冷暖房使用料および電灯使用料	(1) 円	(2) 円	(1) 円		
決裁					
年 月 日					
別記様式第2号 (第4条第3項関係)					
減免対象団体認定申請書 年 月 日					
別記様式第2号 (第4条第3項関係)					
減免対象団体認定申請書 年 月 日					
草津市長 様					

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則の一部改正（第8条関係）

新規則	旧規則	新旧対照表																		
<p>団体名 代表者名</p> <p>草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則第4条第3項た だし書に基づく減免対象団体に認定されるよう申請します。</p>	<p>団体名 代表者名</p> <p>草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則第4条第3項た だし書に基づく減免対象団体に認定されるよう申請します。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体名</td> <td>団体名</td> </tr> <tr> <td>代表者 (住所) (氏名)</td> <td>代表者 (住所) (氏名)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ種目名</td> <td>スポーツ種目名</td> </tr> <tr> <td>会員数 の会員数 人)</td> <td>会員数 の会員数 人)</td> </tr> <tr> <td>利用頻度 月回程度</td> <td>利用頻度 月回程度</td> </tr> <tr> <td>添付書類 別記様式第3号 (略)</td> <td>会員名簿 (住所、氏名、年齢)</td> </tr> <tr> <td>別記様式第4号 (第5条第2項関係)</td> <td>添付書類 別記様式第4号 (第5条第2項関係)</td> </tr> <tr> <td>草津市立社会体育施設使用料還付申請書</td> <td>草津市立社会体育施設使用料還付申請書</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設名	団体名	団体名	代表者 (住所) (氏名)	代表者 (住所) (氏名)	スポーツ種目名	スポーツ種目名	会員数 の会員数 人)	会員数 の会員数 人)	利用頻度 月回程度	利用頻度 月回程度	添付書類 別記様式第3号 (略)	会員名簿 (住所、氏名、年齢)	別記様式第4号 (第5条第2項関係)	添付書類 別記様式第4号 (第5条第2項関係)	草津市立社会体育施設使用料還付申請書	草津市立社会体育施設使用料還付申請書
施設名	施設名																			
団体名	団体名																			
代表者 (住所) (氏名)	代表者 (住所) (氏名)																			
スポーツ種目名	スポーツ種目名																			
会員数 の会員数 人)	会員数 の会員数 人)																			
利用頻度 月回程度	利用頻度 月回程度																			
添付書類 別記様式第3号 (略)	会員名簿 (住所、氏名、年齢)																			
別記様式第4号 (第5条第2項関係)	添付書類 別記様式第4号 (第5条第2項関係)																			
草津市立社会体育施設使用料還付申請書	草津市立社会体育施設使用料還付申請書																			

草津市立まちくりセンターライフセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則の一部改正(第8条関係) 新旧対照表

新規則	旧規則
年月日 草津市長 宛	年月日 草津市長様
住所 氏名(団体名)	住所 氏名(団体名)
代表者氏名(団体の場合) 電話()	代表者氏名(団体の場合) 電話()
次のとおり、草津市立社会体育施設使用料の還付を申請します。	
使用施設名 使 用 日 時	午前・午後 時 分から 分まで 年 月 日
申請の理由 申 請 の 理 由	(注) 使用許可書および使用料を納付したことの証明する書類を添付してください。 ここから下は、記入しないでください。

草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則

草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則（第8条関係）
新旧対照表

新規則(案)				旧規則				担当者
受付年月日	受付番号	担当者	受付年月日	受付番号	担当者	受付年月日	受付年月日	担当者
既納の使用料	円決裁 年月 日	既納の使用料	円決裁 年月 日	既納の使用料	円決裁 年月 日	既納の使用料	円決裁 年月 日	既納の使用料
還付金額	円 年月 日	還付金額	円 年月 日	還付金額	円 年月 日	還付金額	円 年月 日	還付金額
差引使用料	円 年月 日	差引使用料	円 年月 日	差引使用料	円 年月 日	差引使用料	円 年月 日	差引使用料
還付日	年月 日	還付日	年月 日	還付日	年月 日	還付日	年月 日	還付日

草津市立まちづくりセンターライフ規則等の一部を改正する規則

草津市福祉バスの管理および運営に関する規則(第9条関係)

新規則	旧規則	新旧対照表
第1条～第6条 (略) (許可の変更および取消し) 第7条 (略) <u>2 市は、前項の規定により利用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。</u> 第8条～第12条 (略)	第1条～第6条 (略) (許可の変更および取消し) 第7条 (略) 第8条～第12条 (略)	
別記様式第1号(第3条第1項関係)	別記様式第1号(第3条第1項関係)	
福祉バス利用申込書 年月日 草津市長 宛	福祉バス利用申込書 年月日 草津市長 宛	申込団体名 代表者氏名 電話()
別記様式第1号(第3条第1項関係)	別記様式第1号(第3条第1項関係)	申込団体名 代表者氏名 電話()
福祉バスを利用したく下記のとおり申込みます。 記	福祉バスを利用したく下記のとおり申込みます。 記	福祉バスを利用したく下記のとおり申込みます。 記
利用目的および理由	利用目的および理由	利用目的および理由
利用予定日時	年月日 時 分から 時 分まで	利用予定期時 年月日 時 分から 時 分まで
運行経路の明細	別紙行程表のとおり。	運行経路の明細 別紙行程表のとおり。
予定走行距離	km	予定走行距離 km

草津市立まちづくりセンターライフセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市福祉バスの管理および運営に関する規則の一部改正（第9条関係）新旧対照表

新規則（案）		旧規則	
利用責任者（添乗者）電話 および連絡先 ()		利用責任者（添乗者）電話 および連絡先 ()	
利用者数	利用者の住所 氏名	利用者数	利用者の住所 氏名
集合場所		集合場所	
リフト付バス	要（車椅子固定数 台） 要	リフト付バス	要（車椅子固定数 台） 要
関係所属長の意見	所属課名 氏名	印	所属課名 氏名
【健康福祉政策課使用欄】			
目的地	利用料	利用料	利用料
	円	円	円
課長	係長	担当	所属員
注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、利用の許可をせざる事は許可を変更し、もしくは許可の取消しをすることがあります。 2 市は、規則第7条の規定による利用の許可の取消し等によつて利用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。			

草津市立まちづくりセンターライブ運営に関する規則

草津市福祉バスの管理および運営に関する規則(第9条関係) 新旧対照表

新規則	新規則(案)	別紙	日規則
団体名 利用日 年月日	別紙	別紙	別紙
福社バス行程表	福社バス行程表	福社バス行程表	福社バス行程表
※利用時間は8時30分から17時00分内、走行距離は250キロメートル内で記入して下さい。	(時 分)	(時 分)	(時 分)
出発	距離 km	距離 km	距離 km
(時 分)	(時 分)着	(時 分)着	(時 分)着
(時 分)発	(時 分)着	(時 分)着	(時 分)着
到着	距離 km	距離 km	距離 km
(時 分)	(時 分)着	(時 分)着	(時 分)着
(時 分)発	(時 分)着	(時 分)着	(時 分)着
帰着	距離 km	距離 km	距離 km
(時 分)	(時 分)着	(時 分)着	(時 分)着
(時 分)発	(時 分)着	(時 分)着	(時 分)着
合計 km			合計 km

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市福祉バスの管理および運営に関する規則の一部改正(第9条関係)

新規則(案)			旧規則		
(備考)			(備考)		
雨天の場合	決行	中止	雨天の場合	決行	中止
※雨天時の行程を予定している場合は、下記に記入して下さい。 (当日に行程変更是できません。)					
※行き先、住所、電話番号を明記するとともに略地図またはパンフレットを添付して下さい。					
別紙 福祉バス利用者名簿			別紙 福祉バス利用者名簿		
団体名	年月日	利用日	団体名	年月日	利用日
No.	車椅子使用 子供用	氏名	No.	車椅子使用 子供用	氏名
	(地番・号室まで)			(地番・号室まで)	
1			24		
2			25		
3			26		
4			27		
5			28		
6			29		
7			30		
8			31		
9			32		
10			33		
11			34		

草津市立まちづくりセンターライフセンター改正する規則
草津市福祉バスの管理および運営に関する規則の一部改正(第9条関係) 新旧対照表

新規則(案)		旧規則	
12	35	12	35
13	36	13	36
14	37	14	37
15	38	15	38
16	39	16	39
17	40	17	40
18	41	18	41
19	42	19	42
20	43	20	43
21	44	21	44
22	45	22	45
23		23	

※車椅子固定者は○印、車椅子積込者は△印をつけて下さい。

(福祉バス利用者名簿は、安全かつ確実に運行し、不測の事態に備えるため、必要とする情報を記入いただきます。
これらの情報は福祉バス運行業務以外には利用いたしません。)

別記様式第2号(第3条第2項関係)

年 月 日
福祉バス利用許可書

申込団体名
代表者氏名

申込団体名
代表者氏名

年 月 日
福祉バス利用許可書

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市福祉バスの管理および運営に関する規則の一部改正(第9条関係)

新規則(案)	旧規則
草津市長 印	草津市長 印
年月日付で申込みのあつた福祉バスの使用について、草津市福祉バスの管理および運営に関する規則第3条第2項の規定により下記のとおり許可する。	年月日付で申込みのあつた福祉バスの使用について、草津市福祉バス設置規則第3条第2項の規定により下記のとおり許可する。
記	記
利用目的	利用目的
利用予定期時	年月日時 分から 分まで
運行経路	別紙行程表のとおり。
予定走行距離	km
利用責任者(添乗者) および連絡先	電話()
利用者数	人
集合場所	集合場所
リフト付バス不 要(車椅子固定数 台)	リフト付バス不要(車椅子固定数台)
利用料	利用料